

低入調査基準価格を見直し

一般管理費計上など焦点

国交省 受注利益確保、具体化に期待

国土交通省が低入札調査基準価格の見直しに着手する方針を明らかにしたことから、調査適用基準をギリギリで上回る水準で推移している落札率の向上が期待されている。見直しは、現行の算定方法では計上されない一般管理費の扱い、現場管理費の算定割合などが焦点となりそうだ。来年度中に検討に着手する方針としており、新たな基準が適用されれば、低入札調査基準価格が引き上げられることになる。公共工事を受注する業者の営業利益を恒常的、安定的に確保していくためには、落札率を予定価格の90%程度を確保すべきとの業界側の意見もある中、早期の具体化が求められるとみられる。

価の普及拡大などで業者間の競争過剰傾向に拍車がかかっている現状もあり、価格設定の引き下げ改善によって受注業者の利益を適正にカウントするための改善が切実な課題として浮上してきた。基準価格フリンが引き上げられることで落札率

が現状より高い予定価格の85～90%に推移してくれば、公共工事を受注する業者は、営業利益を現在よりは安定的に確保できることになる。調査適用基準のギリギリ線上で推移する落札率の低迷は慢性的に続いており、公共工事の落札率をめぐる

「実勢を反映した予定価格」の大幅乖離が指摘されている。今回の引き上げ改善は、体力低下が危惧される中小業者だけでなく、再編・淘汰に直面する準大手や中堅クラスの業者側の関心も高く、見直しの動向が注目される。

低入札調査基準価格の見直し着手は、先月末の自民党「公共工事業品質確保に関する議員連盟」の制度検討部会で国交省が示した入札契約段階の改善策の目玉の一つ。現行の調査適用基準は、「予定価格の85～3分の2以下」が適正な設定ラインとされているが、落札額がこの基準を若干上回る調査を免れる水準に集

中する現状を招いており、建設業界関連各団体などが、業者が利益を産み出せるシステムへの改善を要請していた。現行の低入札調査基準予定価格の設定で一般管理費の算定が計上されていないことや、現場管理費の比率などが従来から問題視されていた。公共工事減少やダンピング問題、一般競争入札と総合評